

「道の駅」

検討が必要



杉野 明 議員

「道の駅」は、国土交通省により登録された、休憩施設と地域振興施設が一体となった道路施設。県内にある15駅のうち、県道佐屋多度線にある「道の駅立田ふれあいの里」は、本町にとって参考になる。

問 まちづくりと地域の特産物推進の観点から、本町に「道の駅」を設置する考えはないか。

答 道の駅は、道路管理者が設置する駐車場やトイレ、道路情報提供施設の整備については補助制度があり、地元で整備する地域振興施設には、道路開発資金の融資制度がある。

観光案内施設や直売施設を設けることは、地域の産業振興に大きな役割を果たすが、事業の採算見込みなど詳細な検討が必要となる。



道の駅
立田ふれあいの里
(愛知県愛西市)

ふるさと納税特産品

考えていない

「ふるさと納税」をし
た人に、自治体がお礼と
して地域の特産品を贈る
ことが話題になっている。
一部自治体の過熱ぶり
は問題になっているが、
自治体にとっては地域の
特産品の売り上げ向上に
貢献でき宣伝効果も大き
い。

問 まちづくりの視点で
特産品をお礼に贈ること
を考えてはどうか。

答 寄附をいただいた方
に町長の署名による「お
礼状」を送っている。

寄附のお礼に特産品を
送る特典競争が過熱気味
となり、総務省は平成25
年9月に「良識ある制度

の運用をしてほしい」と
の文章を全国の自治体に
通知している。

現在のところ本町では、
特産品を送ることは考え
ていない。

ふるさと納税とは…

「ふるさと」を応援したい、「ふるさと」に協力したいという納税者の思いを活かすため、その応援したい地方自治体への寄附を通じて、その寄附金額の一定限度を居住地の個人住民税・所得税から控除できる制度です。

ふるさと納税制度により、以前から住んでいたか、いないかに関わらず、応援したい地方自治体へ寄附した場合に、確定申告をすることにより、寄附金額のうち2,000円を越える部分（住民税所得割の概ね1割を上限）について、所得税や住んでいる地方自治体の住民税が控除されます。

モデルケース

給与収入700万円、夫婦・子2人、所得税の税率10%、住民税（所得割）293,500円、寄附金額30,000円であれば、2,000円を超える28,000円が控除計算の対象となる。このケースでは、所得税2,800円、住民税（所得割）25,200円が控除となる。ただし、収入の種類や扶養人数等、条件によって変更となる。